

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

2018年1月・検察庁公表データから 可視化実施の実情をみる

取調べの可視化大阪本部 副本部長 小坂井 久

最高検察庁は2018年1月、主として、2016年10月から2017年9月までの1年間を対象とする最新の可視化実施状況を公表した。いくつかの着目すべき点につき報告しておきたい。

1. 本格実施—独自捜査はついに「全過程」100%

現在、検察官は、2017年3月22日付の最高検依命通知にもとづいて、裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件、知的障害者及び精神障害者の事件の4類型について、被疑者取調べの録音・録画を「本格実施」している（上記依命通知は従前の2011年6月16日付依命通知を法301条の2の例外事由に添わせるかたちで改訂したものである）。

この「本格実施」のうち裁判員裁判対象事件について、2017年3月までの実施状況に関しては、月報2017年9月号で報告した際には、「全過程」率が93%～94%で定位しつつあるように見えると述べた。

しかし、今般の公表をみると、この半年間で「全過程」率が相当にアップしていることが判る。すなわち、裁判員裁判対象事件の上記半年間の全過程率は、98.1%になっており、その率は有意的に増えているといえる（対象事件1199件のうち1176件が「全過程」で「一部」は23件。「一部」を含む可視化の実施率自体は100%）。さらに、独自捜査事件は、2017年4月から同年9月までの半年間を対象にすると、ついに「全過程」率100%に達した。対象事件数が36件にとどまり、統計的価値までは見出し難いのだとしても、これは象徴的出来事といえ、特筆してよいことのように思われる。その余の「本格実施」（知的障害者を被疑者とするものなど）は、90%前後の「全過程」率になっているが（これら自体の率は順調に増えている）、「全過程」率が頭打ちになりつつあるのではないかと懸念は、まず、払拭されてきているといえるのではないか。このことは、2019年6月までに施

行される法301条の2第4項表示の例外事由が現実には機能し難いことをも示しつつあるように思われる。

他方、警察においては同項3号の例外事由（指定「暴力団の構成員による犯罪に係るもの」は例外とする）が常に用いられているようであるので、この点是对照的といえる。例外事由が機能するかしないか、今後、さらに注視していく必要がある。

2. 試行対象

そして、「試行対象」（本格実施以外の身体拘束下の全事件）については、さらに取調べ録音・録画の件数が増え、一部をも含む実施件数自体、2016年10月から2017年9月までの1年間で81,066件となっている。勾留請求件数が、だいたい年間11万何千といったレベルで推移していることとの対比で考えると、かなり高率になりつつあることが理解される。

試行対象のほうも、「全過程」率は75.6%に達している。身体拘束下「全過程」の方向性について対象事件と対象外事件のダブルスタンダードの懸念は検察庁では、払拭されているものといえる状況になっている。

もっとも、「被害者・参考人」については、録音・録画がめざましくは増えてはいない。上記1年間で計3147件であり、その前年1年間の2923件から微増しかしていない。むしろ、頭打ち状態といわざるをえない実情というべきであろうか。

今後の可視化申入れにおいて、「被害者・参考人」を対象とする旨も必ず付記すべきである。身体拘束下の被疑者取調べの可視化がどんどん進んでいる今、「在宅」段階の被疑者取調べと並んで、「被害者・参考人」が、今後の可視化申入れの重要な実践対象といえる。